

秦野市立公民館条例の一部を改正することについて

秦野市立公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立西公民館を西中学校多機能型体育館内に移転することに伴い、その位置及び使用料を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものがあります。

秦野市立公民館条例の一部を改正する条例

秦野市立公民館条例（昭和30年秦野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第3条の表秦野市立西公民館の項中「秦野市柳町二丁目5番36号」を「秦野市柳町二丁目5番2号」に改める。

別表第1中

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円
			400
	集会室A		50
	集会室B		50
	視聴覚室		50
	和室		100
	調理室	50	

を

」

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円
			600
	集会室A		150
	集会室B		150
	集会室C		100
	集会室D		250

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、施行日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

議案第8号 秦野市立公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新		旧																																					
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、法第20条の趣旨を実現するに当たり、文化、学術等の教養を高める事業を行い、<u>全ての</u>市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として秦野市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td>秦野市柳町二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番2号	(略)		<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、法第20条の趣旨を実現するに当たり、文化、学術等の教養を高める事業を行い、<u>すべての</u>市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として秦野市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td>秦野市柳町二丁目5番36号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番36号	(略)																									
名称	位置																																						
秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番2号																																						
(略)																																							
名称	位置																																						
秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番36号																																						
(略)																																							
別表第1 (第6条関係)		別表第1 (第6条関係)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集会室C</td> <td></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	使用料	西公民館	多目的ホール	30分につき	円		600	集会室A	150	集会室B	150		集会室C		100	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視聴覚室</td> <td></td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	使用料	西公民館	多目的ホール	30分につき	円		400	集会室A	50	集会室B	50		視聴覚室		50
区分		単位	使用料																																				
西公民館	多目的ホール	30分につき	円																																				
			600																																				
	集会室A		150																																				
	集会室B		150																																				
	集会室C		100																																				
区分		単位	使用料																																				
西公民館	多目的ホール	30分につき	円																																				
			400																																				
	集会室A		50																																				
	集会室B		50																																				
	視聴覚室		50																																				

集会室D	250
(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、施行日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

和室	100
調理室	50
(略)	(略)

備考 (略)

新たな西公民館の使用料について

1 使用料の算出

使用料については、「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」(平成 26 年 1 1 月策定)に基づき算出します。

(1) フルコスト

項目		金額 (円)	備考
年間管理運営費	A	18,893,000	H30 実績を基に算出
減価償却費	B	8,793,000	西公民館建築費 ÷ 耐用年数 50 年
工事費	C	0	該当なし
非転嫁費用	D	5,000,000	自主事業等に係る経費 (H29 見直し時の金額)
フルコスト	E	22,686,000	A+B-C-D

(2) 基準となるコスト

項目		金額 (円)	備考
基準となるコスト	F	26	E ÷ 年間稼働時間の 50% (※ 1) ÷ 貸部屋の合計床面積 (※ 2)

※ 1 年間稼働時間の 50% : 2,342.25 時間

※ 2 貸部屋の合計床面積 : 373.97 m²

(3) 部屋別使用料の算出

$F \times \text{各部屋の面積} \times 1/3$ (負担割合) = 各部屋の使用料 (円/時間)

2 新たな西公民館使用料と現行の使用料との比較 (新旧対照)

算出された新たな西公民館使用料			現行の西公民館使用料		
部屋名	面積 (m ²)	使用料 (円/時)	部屋名	面積 (m ²)	使用料 (円/時)
多目的ホール	192.50	1,600	多目的ホール	282.23	800
集会室 A	42.50	300	視聴覚室	46.61	100
集会室 B	43.15	300	集会室 A	45.17	100
集会室 C	25.04	200	集会室 B	24.40	100
集会室 D	70.78	600	和室	71.61	200

3 使用料の額の調整

(1) 調整の基準

新たな西公民館の各部屋の使用料のうち、多目的ホール及び集会室Dについては、以下のとおり、「更新後の公共施設に係る使用料の額の算定に関する基準」（令和2年1月16日施行）第3項第3号に掲げる次の3つの要件を全て満たすことから、使用料の額を調整するものです。

ア 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が2倍以上となること。

イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。

算出された新たな西公民館 使用料			他の公民館の同種・同規模の 使用料最高額		
部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)
多目的ホール	192.50	<u>1,600</u>	渋沢公・南が丘公 多目的ホール	201.00 231.41	<u>1,200</u>
集会室A (防音設備)	42.50	300	南が丘公セミナー 室	59.97 59.52	400 400
集会室B (可動式調理台)	43.15	300	渋沢公集会室 渋沢公調理室	40.04 57.49	300 400
集会室C	25.04	200	東公小和室	34.06	200
集会室D (和室として使用可能)	70.78	<u>600</u>	南が丘公和室	68.14	<u>500</u>

ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。

同じ機能を持つ部屋であれば、より使用料が低額な建築年度が古い施設が見直し前よりも多く利用される傾向があることから、算出された額をそのまま採用した場合、新たな西公民館の利用が低調になることが見込まれます。

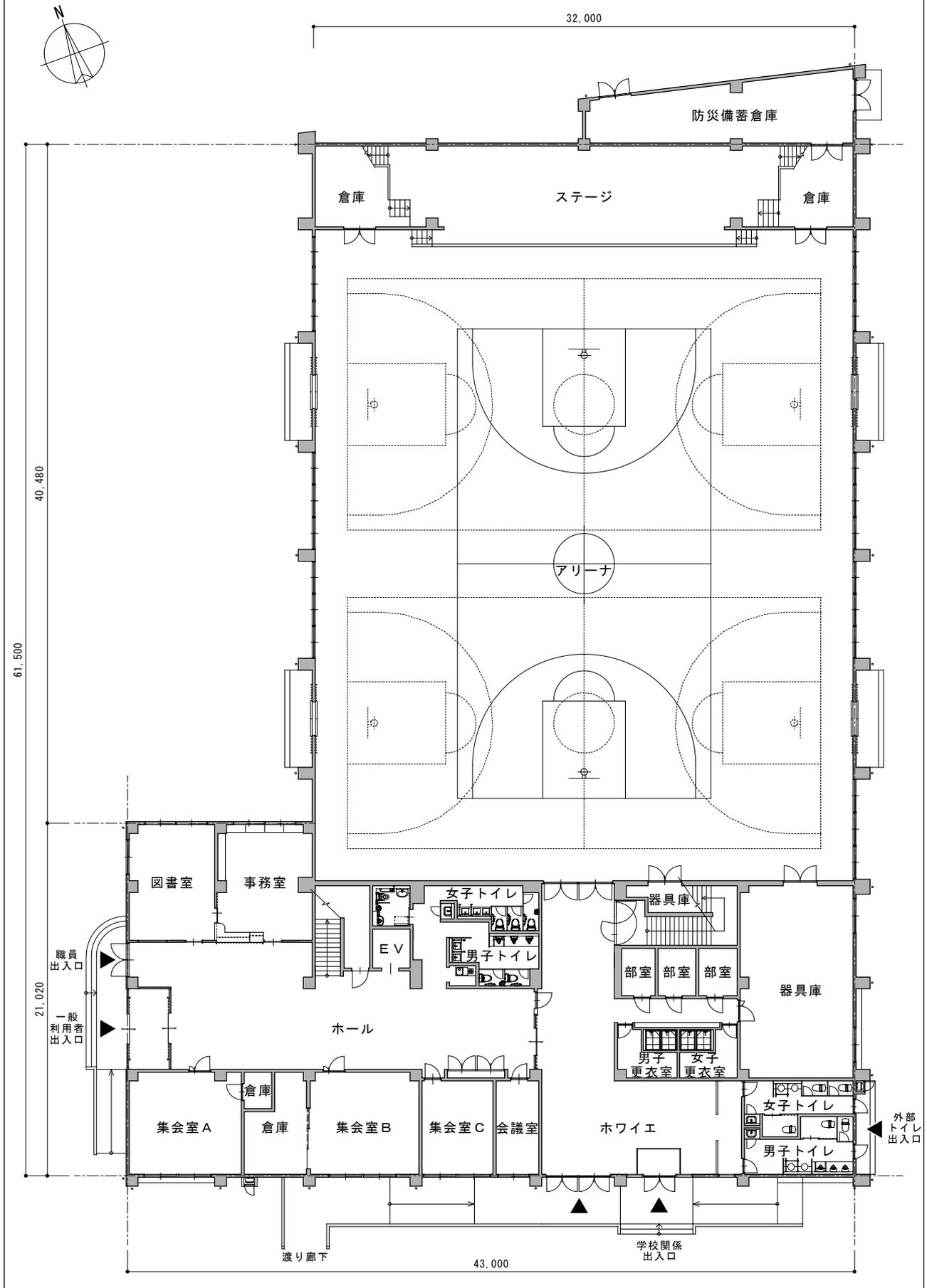
(2) 調整後の使用料

新たな西公民館の多目的ホール及び集会室Dの使用料は、それぞれ1,600円及び600円と算出されますが、他の公民館の同種・同規模の部屋の最高額と同額とし、多目的ホールは1,200円、集会室Dは500円とするものです。

(単位：円)

調整後の新たな西公民館使用料		
部屋名	使用料 (1時間につき)	条例上の設定 (30分につき)
多目的ホール	<u>1,200</u>	600
集会室A	300	150
集会室B	300	150
集会室C	200	100
集会室D	<u>500</u>	250

1階平面図



2階平面図

